

「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令案」に対する意見の募集について

警察庁では、「犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する有識者検討会」において取りまとめられた提言を踏まえ、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令案」について検討しています。

その内容は別紙のとおりですので、これについて御意見のある方は、氏名（法人又は団体の場合は、その名称及び代表者の氏名）及び連絡先（住所、電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、日本語にて意見を提出してください（ただし、氏名及び連絡先の記載は任意です。）。

なお、別紙のほかに、政令案について、案文及び新旧対照表を公表しております。意見提出先及び意見提出期間は、次のとおりです。

| | | |
|--------|--|---|
| 意見提出先 | インターネット | <ul style="list-style-type: none">電子政府の総合窓口 e-Gov パブリックコメント意見提出フォーム電子メール (shienshitsu@npa.go.jp) <p>※ 電子メールで提出される際は、件名に「パブリックコメント（政令）」と必ず御記入ください。</p> <p>※ 電子メールで提出された場合、情報セキュリティの観点から所要の対策が講じられているため、当該電子メールが到達しないおそれがありますので、極力e-Govのパブリックコメント意見提出フォームからの提出をお願いいたします。</p> |
| | 郵送 | 〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2 警察庁長官官房犯罪被害者等施策推進課 パブリックコメント（政令）担当 |
| 意見提出期間 | 令和6年4月26日（金）から 令和6年5月25日（土）までの間（必着） | |

なお、御意見の提出に当たっては、次の事項をあらかじめ御承知ください。

- 1 電話による御意見は受け付けておりません。
- 2 頂いた御意見に対しての個別の回答はいたしません。
- 3 意見提出者の氏名及び連絡先は、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。
- 4 頂いた御意見の内容は、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、必要に応じて公表する可能性があります。

〈 凡 例 〉

- 法 : 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律
(昭和55年法律第36号)をいう。
- 改 正 令 : 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律
施行令の一部を改正する政令案をいう。
- 新 令 : 改正令による改正後の犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者
等の支援に関する法律施行令(昭和55年政令第287号)をいう。